

事務事業名		固定資産税(家屋)の賦課事務				☐ 実施計画登載事業		☐ 合併建設計画登載事業				
政策体系	政策名	08 自立した行政経営の確立				事業期間		予算科目				
	施策名	36 健全な財政運営の推進										
	基本事業名	01 安定的な財源確保										
根拠法令		地方税法等				☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和25 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度 ～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入						
所属	部課名	総務部税務課		電話	27-3111							
	課長名	熊澤正彦									内線	155
	係名	資産税係										
	担当者	今野 宏										
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 固定資産税賦課期日(毎年1月1日)現在における課税対象家屋を正確に把握し、適正な評価に基づく固定資産税(家屋)の賦課を行う事務 主な業務は以下のとおり 毎月 ①法務局からの登記済通知書、未登録家屋所有権移転申告書及び取毀届の各種通知書等を受理、 ②各種通知書及び現況調査により異動家屋を把握、③現地確認、④異動内容を電算入力、 ⑤配置図、現況図及び家屋集成図の加除修正、⑥異動内容を家屋台帳に記載 年内 ①建築確認申請、登記済通知書及び現況調査により新築・増築・取毀等家屋を把握、②家屋調査、 ③調査家屋を評価計算及び電算入力、④結果を配置図、現況図、家屋集成図及び家屋台帳に記載 3月 ①電算による賦課計算、②各種帳票を出力及び内容確認、③納税通知書及び課税明細書を袋詰 4月 ①納税通知書を発送、②調定 事業費は人件費のみ						全体計画(※期間限定複数年度のみ)						
						総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金				
							財源内訳	都道府県支出金				
								地方債				
								その他				
								一般財源				
							事業費計(A)	0				
						人件費	正規職員従事人数					
							延べ業務時間					
							人件費計(B)	0				
							トータルコスト(A)+(B)	0				

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称 単位	
建築確認申請、登記済通知書、未登録家屋所有権移転申告書、取毀届及び現況調査により、家屋異動(権利移転、新增築、滅失)を把握し、固定資産(家屋)評価額の算出及び賦課・調定を行った。平成27年度は、東日本大震災に係る特例措置に基づき、減免等を行った。		ア	異動処理件数 件
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	納税通知件数 件
前年度と同様		ウ	東日本大震災による課税免除件数 件
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
家屋の所有者		名称 単位	
		カ	固定資産税の納税義務者数(家屋) 人
		キ	
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
固定資産税(家屋)の適正な賦課及び調定を行う。		名称 単位	
		サ	固定資産税額(家屋) 千円
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		シ	総賦課件数に占める更正の割合 %
自主財源の確保を図る。		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

		単位	年度	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)
投入量	事業費	国庫支出金	千円						
		都道府県支出金	千円						
		地方債	千円						
		その他	千円						
		一般財源	千円						
	事業費計(A)		千円	0	0	0	0	0	0
	人件費	正規職員従事人数	人	4	5	6	6	6	6
		延べ業務時間	時間	6,480	8,100	9,720	9,720	9,720	9,720
		人件費計(B)	千円	25,920	32,400	38,880	38,880	38,880	38,880
		トータルコスト(A)+(B)	千円	25,920	32,400	38,880	38,880	38,880	38,880
⑤活動指標	ア	件		3,158	10,652	3,864	2,485	5,295	3,000
	イ	件		9,947	10,242	11,104	11,418	11,762	10,000
	ウ	件		4,212	1,195	310	179	71	
⑥対象指標	カ	人		10,873	11,163	12,037	12,325	12,653	11,000
	キ								
	ク								
⑦成果指標	サ	千円		573,546	562,070	670,220	762,153	769,831	600,000
	シ	%		6.98	1.20	2.56	0.72	0.76	1.00
	ス								

事務事業ID	0036	事務事業名	固定資産税(家屋)の賦課事務
--------	------	-------	----------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
昭和25年に地方税法が制定されたことによる。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心が高まっており、適正な事務執行や丁寧な説明が求められている。また、東日本大震災の発生に伴い各種の特例措置が創設されており、被災者の負担軽減を図るため適正、迅速な対応が必要になっている。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
議会からは、適正・公平な賦課と安定的な税収の確保が求められている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	適正課税により、自主財源の確保に結びつく。	
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	地方税法の規定に基づく市の固有事務である。	
有効性 評価	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。	
	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	更正の割合を減少させるために、未登録家屋所有権移転申告書や取毀届の提出の周知については、市の広報へ掲載したり、家屋調査時に指導したりする等可能な限り実施しているが、未登録家屋所有権移転申告書や取毀届が速やかにかつ漏れなく提出された場合は、更正(誤課税)が減少することから、成果の向上が期待できる。	
効率性 評価	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するとともに、自主財源の確保ができなくなる。	
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。	
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	事業費を計上していないので、この欄は該当なし。	
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	現状の成果は、新增築家屋の評価、登記済通知書、未登録家屋所有権移転申告書、取毀届による家屋異動の正確な把握や市内全域の現況調査、さらに平成21年度から始まった三陸町地域家屋全棟調査の実施に伴う適正課税によるものである。また、それらの電算入力時の誤入力を防ぐチェック体制も必要であることから、これらの事務を行うためには現状の人員が最小限であり、業務時間を削減する余地はない。	
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。	

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること)		(2) 全体総括(振り返り、反省点) 全体としては概ね適切な事務であるが、更正の割合を減少させるために、未登録家屋所有権移転申告書や取毀届の提出について、さらなる周知に努めていく必要がある。																					
① 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
② 有効性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり																						
③ 効率性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)		(4) 改革・改善による期待成果 左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要)																					
☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☐ 現状維持 事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 未登録家屋の所有権移転については、未登録家屋所有権移転申告書が提出されない限り把握できないのが現状である。また、家屋の取毀については、滅失登記された家屋は、登記済通知書によりその取毀を把握できるが、未登録家屋や滅失登記されない登記家屋の取毀については、現況調査と取毀届からしか把握することができない。家屋異動をより正確に把握するため、所有者からの未登録家屋所有権移転申告書や取毀届の提出の周知を図る。		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>●</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上		●																				
	維持			×																			
	低下		×	×																			
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 市の広報への掲載回数を増やしたり、家屋調査時に指導したりする等、あらゆる機会を捉えて周知を図る。また、地域振興センター県税室に対しても、届出の周知について協力を求めるなど、関係機関へも積極的に働きかけていく。																							

(職 名) ※原則として施策の主管課長		(氏 名)
2次評価者	総務部税務課長	熊澤正彦

4 事務事業の2次評価結果

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合																						
①記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択) ☐ 記述不足でわかりにくい ☐ 一部記述不足のところがある ☒ 記述は十分なされている																						
②評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択) ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない) ☐ 一部に客観性を欠いたところがある ☒ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)																						
(2) 2次評価者としての評価結果	(3) 評価結果の根拠と理由 建物のとりこわし情報について、広報掲載とともに当課職員が資産税係へ情報提供するなど職員の耳目も活用していくことも必要である。このことにより、できるだけ更正を少なくすることが可能と考える。事務自体は、適切な事務執行がなされている。																					
① 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																					
② 有効性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり																					
③ 効率性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																					
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																					
(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)																						
☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☒ 現状維持 事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 更正を少なくし、公平性を改善できるよう広報での周知とともに、土地現況調査時の把握や職員からの情報提供、その他適切な手段を講じる必要がある。																						
(5) 改革・改善による期待成果 左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要)																						
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>●</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		●																			
	維持			×																		
	低下		×	×																		

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項